

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「出向元」という。）に採用され、B駅で営業スタッフとして勤務していたが、平成〇年〇月〇日、C所在のD会社（以下「会社」という。）に出向して車掌見習として勤務し、同年〇月〇日出向元に戻り、車掌として勤務した後、出向元と会社との業務が一部統合されたため、同年〇月〇日、会社に採用され、会社E課に配属されて、引き続き車掌として勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日未明に失踪し、同月〇日、公園に駐車中の自動車内において死亡しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日頃（推定）、直接死因：窒息、その原因：練炭の不完全燃焼による一酸化炭素中毒、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者は同僚からの陰湿な嫌がらせなどが原因で自殺したものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。両者を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者が同僚からの陰湿な嫌がらせに遭ったり、仕事での泊まり勤務中にパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け続けていたほか、会社から不当な人事評価を受けたことなどが原因で自殺したものであるとし、請求代理人は、「被災者は、平成〇年〇月末までに『軽症うつ病エピソード』を発病していた。」旨を主張している。

(2) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は死亡前に精神科等への受診歴は認められない。」、「被災者の母は、被災者の状態を推し量る申述を行っているが、被災者の精神障害発病をうかがわせる又は推定されるような特徴的な身体的・精神的症状の明らかなエピソードの出現は認められない。」、「被災者の身体症状の出現をうかがわせる申述や平成〇年秋頃の被災者の気分の落ち込みをうかがわせる申述も存在するが、落ち込む状態が長期間にわたって持続していたとは認められない。」、「被災者は車掌業務を円滑に行っており、ミスは認められず、また、平成〇年〇月〇日の乗務に関し、乗客から『お褒めの文書』が届いたことに対して、

『今後の仕事の励みになります。有り難うございます。』と返答したことからも、将来への希望が認められる。」「これらのことから、被災者は精神障害を発病したとは認められないと判断するのが妥当である。」旨の意見を述べている。

これに対し、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者には、『抑うつ気分』のほか、『睡眠障害』、『興味関心の喪失』、『焦燥や感情コントロール力低下』、『悲観的な思考内容』など様々な精神の変調が複数みられ、なおかつ、それらが平成〇年秋頃から冬にかけて認められていることから、抑うつ気分も含めた精神症状が持続していると判断するのが妥当と考える。」「被災者は、平成〇年秋頃から遅くとも同年〇月末には『軽症うつ病エピソード』を発病したと考えられ、翌年〇月〇日頃の自殺時も同じ疾患に罹患した状態にあったと考えられる。」旨の意見を述べている。

そこで、当審査会として、被災者の精神障害の発病の有無について、F医師の意見書を含め、被災者が自殺に至る経緯につき、検討すると次のとおりである。

専門部会が指摘するように、被災者は、死亡するまでに精神科への受診歴はなく、精神障害の発病に特徴的な身体的・精神的症状の出現を認めるに足りるエピソードはないこと、平成〇年秋頃に気分の落ち込む状態が長期間にわたって持続していたとは認められないこと及び将来への希望が認められることなどの事情に加え、同年〇月〇日に受診したGクリニックにおいても、勤務時間が不規則であるとする主訴に基づいて「不眠症」と診断されているにすぎず、精神障害を発病していたとは診断されていないこと、自殺の当日に作成したと思われる遺書等の書面の字体もしっかりしており、乱れが見られないことも併せ総合的に考察すると、当審査会としても、被災者は未だ精神障害の発病に至っていたとはいえないものと判断するところであり、複数の精神科医師により構成される専門部会における「被災者は精神障害を発病していなかった」との協議結果は妥当なものというべきであって、F医師の上記意見を採用することはできないものと判断する。

そうすると、被災者は、死亡当時、業務上の事由による精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたものとは認められず、被災者の死亡について業務起因性を認めることはできない。

(3) その他の請求人らの主張についても子細に検討したが、被災者が精神障害を発病していたと認められない以上、これらを採用することはできない。

(4) なお、被災者は精神障害を発病しているものとは認められず、その死亡は業務上の事由によるものとは認められないものではあるが、請求人らは、平成〇年〇月までに「軽度うつ病エピソード」を発病していたと強く主張するところ、念のため検討すると以下のとおりである。

ア 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、以下、仮に被災者が、請求人らが主張するように、平成〇年〇月頃に、認定基準の対象疾病である「軽度うつ病エピソード」を発病していたとして、認定基準に基づき、業務に係る出来事について検討する。

イ 被災者の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

ウ 請求代理人は、①被災者は、H運転士から食事に誘われたり、長文の電子メールが届くことが迷惑であるとして、被災者の一番の相談相手であったI元車掌に相談していたが、I元車掌は当該相談内容を交際中のJ元車掌に話し、平成〇年〇月頃、J元車掌が、被災者の先輩車掌らとの飲み会の席で当該相談内容を漏らしただけでなく、「被災者がH運転士をセクシュアルハラスメント(以下「セクハラ」という。)で訴える。」と事実でないことを言ってしまったことから、当該相談内容をJ元車掌に話したI元車掌と被災者との関係が険悪なものとなり、また、被災者はH運転士からも詰問されて、職場に居づらい状態となったこと、②被災者が泊まり勤務であった際、先輩車掌からシフトの変更を求められたが、これを断ったため、先輩車掌から被災者を孤立させると宣言されたこと、③上司である助役とK運転士が手をつないでいるのを見たため、会社にセクハラとして訴えたが、全く反応がなく、会社において孤立感を深めたことなどを述べて、これらの出来事は職場の先輩など力関係で優位に立つ者たちからのパワハラである旨主張するほか、④平成〇年〇月に給与明細でC評価と人事評価をされたことを知り、理由もなく

理不尽にも評価を下げられたことに納得できず、精神的なショックを受けた旨主張している。

エ 上記ウの①から③までの出来事について検討する。

(ア) 上司や同僚の申述をみると、L課長は「社内でもいじめなどがなかったか聴き取り調査を実施したが、そのような事実は確認できなかった。」旨、M係長は「被災者の遺書に嫌がらせを受けていた旨の記載があったが、具体的な記載はされておらず、会社として調査を行ったものの、全く具体的な事実は確認できなかった。」旨、それぞれ述べ、その他の会社関係者も、「被災者がいじめを受けたり、嫌がらせを受けていたということを知ったことはなく、セクハラやパワハラを受けていたということも聞いたことはない。」旨述べている。

(イ) そうすると、被災者が上司や同僚からセクハラやパワハラを受けていた事実は確認できず、一件記録をみても、上司や同僚との間で、業務をめぐる方針等について考え方に相違が生じていたことや、職場での人間関係が悪化していたことなどを示す申述等もないことから、上司や同僚との間に客観的なトラブルがあったものとは認められず、請求代理人が主張する上記ウの①から③までの出来事が、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」又は「同僚とのトラブルがあった」(いずれも平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ 上記ウの④の出来事について検討する。

(ア) 請求人らは、本件公開審理等において、被災者は、人事評価が下がったことに納得できず、ショックを受け、運転士試験に合格できないと落胆していた旨主張している。

しかしながら、L課長が、「人事評価において、職場での協調性に関しランクダウンがあったが、運転士試験を受ける前々年の評価であり、影響は軽微だと思う。」旨述べ、M係長が、「新しい仕事に変わるとどうしても評価は低くなりがちにあります。人事評価については相談してくれば、説明できたと思う。B評価とC評価の差は給与額として〇円程度である。」旨述べていることからすると、平成〇年度の人事評価が前年度よりも下がったことについては相応の理由のあったことが認められるのみならず、人事

評価の内容や評価の理由については、上司に対して説明を求めることも可能であったのである。また、評価が下がったことによる不利益はわずかなものであること、さらに平成〇年度には再びB評価に復していたものであって、運転士試験への影響は軽微であるとされていること、さらには、運転士試験の受験回数に制限はなく、一度不合格になった者もその後合格していることに照らすと、当該出来事が、認定基準別表1の具体的出来事「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」又は「上司とのトラブルがあった」（いずれも平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(イ) なお、請求人らは、本件公開審理等において、当審査会が、会社に対し被災者に係る人事評価の評価者の氏名やその評価内容に関する文書のほか、運転士試験に係る資料の提出を求め、その内容を調査すべきである旨の申立てをしているが、当審査会は、請求人らの主張をはじめ会社関係者の申述のほか、一件記録を十分精査した上で、上記のとおり判断したものであって、改めて請求人らの主張する資料の提出を会社から求める必要はないものと判断するところであるから、上記の申立てを採用することはできない。

カ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価は、「弱」が2つであるところ、被災者が恒常的に長時間労働を要する業務に従事していたものとも認められないから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断され、「強」には至らないところである。

3 以上のとおりであるので、被災者は精神障害を発病しているものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。